

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和6年3月5日	824,752円	東京都品川区大崎一丁目11番2号 富士電機健康保険組合 理事長 若林 正倫	相手方は、平成19年9月16日に発生した島糍屋公園における柵蓋の突起による受傷事故について、その被害者に保険給付を行ったことにより、区に対し当該給付に相当する額の損害賠償を請求できることとなった。